

授業料と高等学校等就学支援金のお知らせ

1 県立高校の授業料について

- 県立高校の授業料は原則有償ですが、高等学校等就学支援金制度（以下「就学支援金」という）に申請し、支給要件に該当した場合は、授業料が実質無償となります（就学支援金は直接支給ではなく、学校の授業料に充当されます）。
- **就学支援金の申請をしない方や保護者等が税の申告を行っていない方は、就学支援金の審査対象外となります（授業料の支払いが毎月必要となります）。**

2 就学支援金の申請について

- 就学支援金の申請は、原則として、パソコンやスマートフォンを用いたオンラインシステムで行います。
マイナンバーカードを用いて保護者等の収入状況を登録します。
- マイナンバーカードを持っていない場合やオンラインの環境がない場合は課税証明書を高校に提出することで申請が可能です。
- **詳しくは、各高校で開催される入学許可候補者説明会でお知らせします。**

3 マイナンバーカードについて

- **マイナンバーカードの発行には最短で1ヶ月程度が必要です。**
詳しくは、お住まいの市町村役場でご確認ください。

4 就学支援金の制度について

- 就学支援金の制度については、同封の「高等学校等就学支援金制度」によりご確認ください。

5 ご質問等お問い合わせ先について

- 就学支援金の制度について **申請は高校入学後となります**
県高校教育課 電話：055-223-1769
- 申請方法や提出方法について
入学後の高校事務室にお問い合わせください。
- オンラインシステムの操作方法について
オンラインシステムヘルプデスク e-shien-helpdesk@am.nttdata.co.jp